

ペットは家族の一員です

飼い主はマナーを守りましょう



飼い主は責任ある飼い方を

最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺の住民に迷惑を掛けないよう、責任を持つて飼いましょう。



犬の登録と狂犬病予防注射

登録（一生に1回）と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。

転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましよう。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物への被害の原因となりますので、放し飼いは絶対にしないでください。

犬の散歩は引き綱を付けて

犬を散歩させるときは短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行いましょう。

捨て犬・捨て猫は禁止

動物を捨てる、「動物の愛護及び管理に関する法律」により1

00万円以下の罰金に処されます。
捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。

ペットは家族の一員です。決して捨てはいけません。

帰りましょう。

また、飼い犬が人をかんだとき（こう傷事故）は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

猫は室内で飼う

ふん尿害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

危険な動物の飼育は許可が必要

猿・蛇・ワニなど危険な動物に

指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理者には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

相談・手続きの窓口

○犬の登録に関する手続き…市環境衛生課（☎ 20-1531）

○こう傷事故の届け出…印旛健康福祉センター（印旛保健所）成田支所（☎ 26-7231）

○犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室…県動物愛護センター（☎ 93-5711）・印旛健康福祉センター（印旛保健所）成田支所

○ペットに関する各種相談…千葉県動物保護管理協会（☎ 043-214-7814）・印旛健康福祉センター（印旛保健所）成田支所